

茂総務第127号

令和8年3月30日

茂原市監査委員 風戸 博恭 様

茂原市監査委員 岡澤 与志隆 様

茂原市長 市原 淳

監査結果に対する措置通知書

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたので、通知いたします。

(対 令和7年12月16日付け茂監第65号)

総合企画部	総務課
監 査 結 果	
<p>・文書管理システム事業における電子決裁の利用率向上にあたっては、業務の効率化に主眼を置くだけでなく、電子決裁を利用することにより、非効率となる事項も生じることが考えられることから、このことにも目を向け、支障がないように取り組まれない。</p>	
措 置 内 容	
<p>電子決裁の原則化に伴う業務の非効率化や支障を防ぐため、令和8年4月施行の「文書管理システム運用基準」等において柔軟な運用ルールを整備した。</p> <p>具体的には、電子化が非効率な場合はシステムと紙を併用する「併用決裁」を制度化し、事務負担が生じないよう配慮した。また、意思疎通の不足を防ぐため、重要案件の対面説明や起案文書の伺い文の充実を明文化し、電子決裁の迅速性と確実な意思疎通が両立できるよう措置を講じた。</p>	